平成２９年（フ）第１６１号
秋田市広面字川崎55番地３、前住所秋田市豊岩石田坂字九十田117番地19
破産者　豊嶋　伸也
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
福島県いわき市平上片寄字上ノ内193番地ケアハウス日之出荘、従前の住所福島県いわき市四倉町上仁井田字蒲沼34番地の１
破産者　久保木房儀
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３３５号
茨城県ひたちなか市大字東石川3158番地21鴨志田第１マンション110号、前住所茨城県ひたちなか市長堀町３丁目８番11号
破産者　照沼　信男
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１８号
茨城県那珂市菅谷4719―３　キャッスル藤咲Ｂ棟102号、住民票上の住所茨城県日立市金沢町１丁目２番12―505号
破産者　稲田　欣也
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７８号
金沢市糸田新町６番５号　ハイムピア201号、従前の住所金沢市武蔵町13番28号
破産者　中島ブリキ店こと中島建築板金こと
中島　英二
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
長野県諏訪市大字四賀2900番地の２
破産者　矢島　　満
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３６号
岐阜県中津川市駒場1453番地の１　コーポ東美２号館203、従前の住所岐阜県中津川市山口1706番地
破産者　後藤　和宏
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第２０号
岐阜県多治見市喜多町１丁目92番地の１　エスポワール97―102
破産者　髙橋　豊水
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１６号
高知市比島町２丁目３番31―207号　ダイアパレス高知ヌーベルビュー
破産者　佐竹　裕児
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１７号
高知市比島町２丁目３番31―207号　ダイアパレス高知ヌーベルビュー
破産者　佐竹　千恵
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４２号
北九州市若松区高須北３丁目６番24号、開始決定時の住所北九州市若松区青葉台南３丁目５番５号
破産者　武藤由紀子
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１６号
北九州市門司区東馬寄１番19―202号、破産手続開始決定時の住所北九州市門司区新原町３番５―104号
破産者　貝原　徳二
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１７号
北九州市門司区東馬寄１番19―202号、破産手続開始決定時の住所北九州市門司区新原町３番５―104号
破産者　貝原三代子
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０１号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人402番地３
破産者　中島　勝二
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４７号
宮崎市大字芳士810番地２　芳士コーポ102号
破産者　江藤　亜矢
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市松陽台町19番地２　県営松陽台第二団地51棟１号
破産者　迫間　　順
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係